

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントについて

目的

海洋環境の保全に対する国際的な意識の高まり及び科学的知見の進展等を背景として、IMO（国際海事機関）は、平成16年10月、MEPC52（海洋環境保護委員会第52回会合）において船舶からの油の排出規制の強化等を内容としたマルポール条約附属書I（以下「附属書I」という。）の改正を採択した。同改正は、平成19年1月1日に自動的に発効し、我が国に対しても効力を有することとなる。

このため、当該改正内容を担保する必要があること、また、同改正を受け、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号。以下「海防法施行令」という。）が改正されることから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）等の関係省令についても改正する予定である。

概要

1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正

（1）ビルジその他の油の排出の際に作動させる装置の改正

附属書Iの改正で総トン数400トン未満の船舶からの油の排出基準が国際的に統一されたことを受け、海防法施行令の改正において、全ての船舶に対し、ビルジその他の油（タンカーの水バラスト、貨物艙の洗浄水及びビルジであって貨物油を含むものを除く。）を排出する際は国土交通省令で定める装置を作動させることが義務付けられたことから、同装置に関して次のとおり規定する。（第4条関係）

イ 一般海域（ロ以外の海域であって南極海域を除く海域）における排出

① 総トン数1万トン以上の船舶

油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置

② 総トン数1万トン未満の船舶

油水分離装置（燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合にあっては油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置）

ロ 地中海海域、バルティック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域における排出

① 総トン数400トン以上の船舶

油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置

② 総トン数400トン未満の船舶

油水分離装置（燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合にあっては油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置）

(2) 油記録簿に関する改正

附属書 I の改正を受け、油記録簿に記載すべき事項及び同記録簿の様式について次のとおり改正する。（第12条、第1号の3様式及び第1号の4様式関係）

- イ 船舶におけるスラッジの収集及び処分に関しては、スラッジだけではなく他の油性残留物についても記載することとし、記載については毎週行うものとする。
- ロ 船舶の機関区域におけるビルジの排出又は処分に関し、排出又は処分の方法の記載については、当該排出又は処分が自動的に行われない場合に限るものとする。また、ビルジタンクからビルジを排出した場合は、当該ビルジタンクの識別記号及び容量並びにビルジの総残留量を記載することとする。
- ハ タンカーへの貨物油の積込みに関し、積み込んだ貨物油の量については15℃における量を記載することとする。
- ニ タンカーからの汚れた水バラストの排出又は処分に関し、排出の開始及び完了の時刻についても記載することとする。
- ホ 装置の故障した時刻及び作動可能になった時刻並びに故障の原因に関しては、油水分離装置の故障についても記載することとする。
- ヘ 油記録簿は日本語による記載の他、英語、フランス語又はスペイン語により記載することとする。

2 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令の一部改正

附属書 I の改正において総トン数400トン未満の船舶からの油の排出基準が国際的に統一されたことに伴い、当該船舶からのビルジその他の油（タンカーの水バラスト、貨物艙の洗浄水及びビルジであって貨物油を含むものを除く。以下同じ。）の排出についても装置の作動が義務付けられたことから、我が国排他的経済水域における全ての外国船舶に係るビルジその他の油の排出の際に作動させる装置の要件について、次のとおり規定する。（第2条関係）

(1) 油水分離装置

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号。以下「技術基準省令」という。）第5条第1項第1号の油水分離器及び当該船舶が国籍を有する国の法令で定める装置により構成される装置

(2) ビルジ用濃度監視装置

技術基準省令第7条第1項第1号及び第4号から第6号までの基準その他当該船舶が国籍を有する国の法令で定める基準に適合する装置

3 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正

(1) 係留船に対し、技術基準省令第4条第1項に規定するビルジ等排出防止設備（以下「ビルジ等排出防止設備」という。）に代わってビルジ貯蔵装置の設置を義務付ける。ただし、平成19年1月1日に現にビルジ等排出防止設備が設置されている場合には、引き続き当該装置を有効なものとする経過措置を設ける。また、国際高速船安全コードに基づいて設計された船舶であって一航海の時間が24時間を超えないものであり、かつ定期航路に従事するものについては、ビルジ等排出防止設備をビルジ貯蔵装置とすることができることとする。

（第4条関連）

(2) 次の船舶に対して、事故時の油の仮想流出量の算出方法に関し、確率論的計算手法を用いた算出方法に改正するとともに、貨物艙の大きさ及びこれらの配置に係る基準を改正する。（第17条、第18条及び第19条関連）

イ 平成19年1月1日以降に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、平成19年7月1日以降に建造に着手されたもの）

ロ 平成22年1月1日以降に引き渡されたタンカー

ハ 平成19年1月1日以降に改造契約（船舶の主要寸法又は積載容量の変更を伴う改造等主要な改造に限る。以下同じ。）が結ばれたタンカー（改造契約がないタンカーにあつては、平成19年7月1日以降に改造に着手されたもの）

ニ 平成22年1月1日以降に改造工事が完了したタンカー

(3) 陸上において損傷時復原性及び船体構造の残余強度に関する計算を行うための措置を講ずることを義務付ける（載貨重量トン数5千トン以上のタンカーに限る。）。（第35条関連）

(4) 上記(2)イからニに掲げるタンカー（総トン数150トン以上のものに限る。）について、貨物油管がシーチェストと接続されている場合に、当該貨物油管とシーチェストを分離するための措置について新たに規定する。

4 船舶区画規程の一部改正

損傷時における貨物ポンプ能力を維持するため、新たに貨物ポンプ室下部二重底化を義務付ける（平成19年1月1日以降に建造される載貨重量トン数5千トン以上のタンカーに限る。）。

5 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象

設備の検査等に関する規則の一部改正

国際油汚染防止証書の様式について、附属書 I の改正により指定された様式（別添資料参照）へ変更する。また、平成 19 年 1 月 1 日において現に交付されている証書については、引き続き有効とする経過措置を設ける。（第 26 条、第 12 号様式関係）

6 施行期日

本省令は、附属書 I の改正が発効する平成 19 年 1 月 1 日に施行予定である。